

長崎県信用保証協会による資金繰りと経営を支える総合的支援

ー県内中小企業の実情に応じた資金繰り支援にとどまらない事業者支援の取り組みー

7月以降、政府によるコロナ資金繰り支援策についてはコロナ前の水準に戻り、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援に転換。当協会ではこうした転換を想定して、今年4月に下記内容を含む中期事業計画、年度経営計画を公表。

- 感染症の影響や物価高などの複合的な要因により債務が増大している中小企業や前向きに挑戦する中小企業に対して公的な「**金融と経営の総合支援機関**」として、金融機関、支援機関などと連携しながら、企業のライフステージなどに応じたきめ細やかな事業者支援に取り組む。
- 具体的には、県への働きかけによって**拡充した県制度融資**(経営安定資金保証の上限引上げ、再生支援資金保証(感染症対応型)およびスタートアップ創出促進保証の創設他)などを活用して**資金需要**(ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換え需要や前向きに挑戦する中小企業を後押しする資金を含む)に応えるとともに、円滑な**事業者支援を図るために構築した組織体制**(経営支援連絡会議他)をもって経営支援に注力する。

I. ポストコロナに向けた中小企業を支え、後押しする資金繰り支援

今後の借換え需要に対応する県制度

【24年4月改正、創設】

- ① 県経営安定資金の保証限度額の引き上げと返済期間の長期化
【5,000万円→8,000万円】
【期間10年以内(据置2年)に統一】
- ② 県再生支援資金の長期返済に対応した改正とコロナ対応制度の創設
【期間15年以内】
【コロナ対応は当初保証料負担なし(12月末申込分まで)】

経営改善・事業再生に向けた制度

【24年7月改正、再開】

- ① 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)の12月まで取扱期間延長
※一定の要件の下で、期間15年以内(据置5年以内)、保証限度額2億8,000万円
保証料は国の補助により年0.2%
- ② 経営力強化保証の再開
⇒認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業行動計画を策定した中小企業への保証料率を通常より一区分引き下げ

新たなチャレンジを後押しする制度

【①24年4月創設、③24年3月創設】

- ① 県スタートアップ創出促進保証
⇒経営者保証を不要とする創業時の新たな保証制度 【保証限度額3,500万円】
- ② 再挑戦支援保証
⇒倒産歴のある経営者の新たな事業への再チャレンジを支援
- ③ 一定の要件を満たす場合に経営者保証を提供しないことを選択できる制度
【事業者選択型経営者保証非提供制度】

Ⅱ. 中小企業の実情に応じた必要とされる経営支援の取り組み

主な取り組み

-経営に気付きを与える-

経営診断報告書提供サービス

法人を対象に「**McSS経営診断報告書**」の提供サービス(無料)を実施。

中小企業の決算実績に基づいた分析でCRD協会に蓄積された全国約100万社の財務情報と比較した**信用力の「位置づけ」**と**財務面の「強み・弱み」**をわかりやすく表示。

-経営課題の解決に向けて-

経営支援強化促進事業

経営改善や生産性向上に取り組む中小企業(創業者含む。)に対し、金融機関と連携して、**外部専門家派遣による経営支援を実施。**

経営課題解決に向けたアクションプランの提示や経営改善計画の策定を支援。

-早期の経営改善を費用補助で後押し-

認定経営革新等支援機関による 経営改善計画策定支援事業の費用補助

【②24年6月補助開始】

中小企業活性化協議会が申請窓口となる計画策定支援事業(欄外①②※)に係る中小企業の**自己負担分の1/2**を協会が補助することで、経営改善・事業再生を促進。

経営サポート会議

-資金繰りを含めた経営方針を共有する機会の提供-

経営計画の内容や改善の見通しなどについて関係者を交えた意見交換によって、迅速かつ円滑な経営改善に繋げるための場を当協会が事務局となり調整して提供。※「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」による関係機関が連携した中小企業支援によるもので当協会が事務局を務める。

この他、中小企業が抱える経営課題に対して適切な支援者へとつなげる**経営支援のコーディネーター**として、各種専門家や支援機関(中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターなど)を紹介

※①経営改善計画策定支援(405事業)【補助上限30万円】 ②早期経営改善計画策定支援(ポストコロナ持続的発展計画事業)【補助上限3.75万円】

取り組みを支える組織体制の整備

部署横断による組織的な事業者支援体制の強化 【24年4月設置】

① 保証課、経営支援課に経営支援推進担当を選任

⇒部署横断的に全職員で経営支援に取り組む業務運用とし、保証から再生支援までの各フェーズで、中小企業に対して、経営支援の提案を出来るよう支援体制を整備

② 経営支援連絡会議と経営支援ブリーフィング(個別協議)の開始

⇒関係部署による情報交換、意見交換および個別案件における経営支援の方針を決定するための部署横断の会議体を設置